

事業主様

東京文具工業健康保険組合
理事長 小川 晃 弘
(公 印 省 略)

『健康保険標準報酬月額区分及び保険料額表』の送付について

平素は、当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年2月20日に開催されました第154回組合会におきまして、令和8年度（令和8年3月分）からの健康保険料率及び介護保険料率の改定内容につきまして、下記のとおり承認されました。

つきましては、『健康保険標準報酬月額区分及び保険料額表』（令和8年3月分保険料より適用）をお送りいたしますので、ご参照のうえ、健康保険料率等につきまして被保険者の皆様にご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、『健康保険標準報酬月額区分及び保険料額表』に記載されております「子ども・子育て支援金」（事業主及び被保険者折半負担）につきましては、子ども・子育て支援金率0.23%で令和8年4月分保険料より適用されることとなりますので、ご対応のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

健康保険料率及び介護保険料率の改定内容

		令和8年2月分までの 保険料率	令和8年3月分からの 保険料率
健康 保 険 料	一 般 保 険 料	9.87%	9.77%
	（基本保険料）	（ 6.264% ）	（ 6.142% ）
	（特定保険料）	（ 3.606% ）	（ 3.628% ）
	調 整 保 険 料	0.128%	0.13%
小	計	9.998%	9.9%
介 護 保 険 料		1.59%	1.61%
合	計	11.588%	11.51%

令和8年3月分（任意継続被保険者は令和8年4月分）からの保険料率及び負担率

		保険料率	事業主及び被保険者の負担率(折半)
健康保険料	一般保険料	9.77%	4.885%
	(基本保険料)	(6.142%)	(3.071%)
	(特定保険料)	(3.628%)	(1.814%)
	調整保険料	0.13%	0.065%
小計	9.9%	4.95%	
介護保険料	1.61%	0.805%	
合計	11.51%	5.755%	

(被保険者負担分に円未満の端数がある場合)

- ① 事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ② 被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合には切り捨て、50銭以上の場合には切り上げて1円となります。
- ※ ①、②にかかわらず、事業主と被保険者の間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

(その他)

- ・ 調整保険料率は、厚生労働大臣の承認により決定されます。
調整保険料は、健康保険組合連合会が全健康保険組合の医療に関する給付等の財源の不均衡を調整するため、健康保険組合に対し交付金の交付事業をすることとし、その財源に充てられています。
- ・ 任意継続被保険者にかかる保険料等につきましては、当組合まで直接お問い合わせください。

※ ご不明な点等がございましたら、下記までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

東京文具工業健康保険組合
 業務部 業務課 資格係
 電話 03-3866-8141
 ダイヤル番号 「1」